令和５年５月２日

保護者　各位

福岡県立玄界高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る出席の取扱い等について（変更）

立夏の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
また、平素より本校の教育活動に、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、令和５年５月８日（月）から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更となります。
つきましては、令和５年５月８日（月）から下記のとおり出席の取扱い等について変更いたします。何卒、御理解と御協力をお願いいたします。
なお、今後の感染状況によって対応を変更することがあることを予め御了承ください。

記

１　感染した生徒

学校保健安全法第１９条により出席停止とします。出席停止の期間は、発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまでを基準とします。

※医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。
※１０日間（１０日目）が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるため、マスク着用等の感染対策を推奨します。

２　濃厚接触者

濃厚接触者としての特定はなくなるため、濃厚接触者としての出席停止はなくなります。ただし、感染が判明した場合、上記１と同様の取扱いとする。

３　学校での教育活動

（１）換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導は継続します。
（２）上記３（１）以外の感染症対策（マスク着用や黙食等）は求めず、生徒、保護者及び職員を含め、個人の判断に委ねることとします。

４　その他

・御家庭と連携してお子様の健康状態を把握し、発熱等の症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養することをお願いすることがあります。
・新型コロナウイルス感染症について御相談がある場合は、担任を通じて御連絡ください。

【本件担当】
福岡県立玄界高等学校
TEL092-944-2735
教頭　平島　信幸